

## このソフトについて

2015年(平成27年)施行予定の相続税制改正は課税対象を拡げることを主な目的としたものですがこれに伴い申告対象となる人も爆発的に増加する見込みです

本ソフトは税制改正後に課税対象(又は申告対象)となるかをスピーディーにチェックするためのものです

2013年11月時点で公表されている税制改正の内容に基づいていますが、**施行までに修正される可能性もあります**

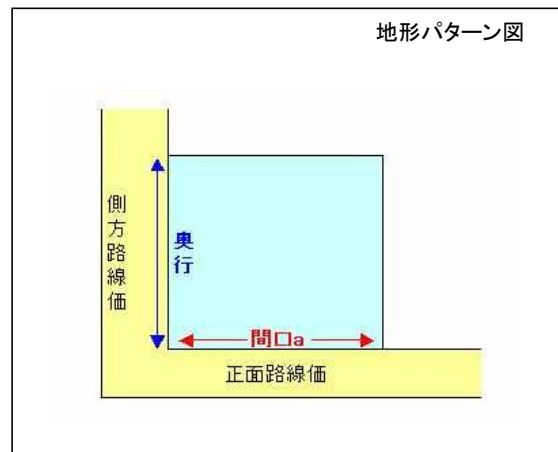
なお、本ソフトでは小規模宅地特例の対象となる土地が1つのケースに限定しています

→ **これは簡易計算ですので申告対象と思われる方は必ず専門家にご確認下さい**

## 土地の概要 (小規模宅地の対象となる居宅等)

本ソフトでは小規模宅地特例の対象となる土地は1件です

面積	220.00	m <sup>2</sup>
所有権/借地権	所有権	
借地権割合	60%	
地区区分	普通住宅地区	
地形(計算方法)	方形・準角地	
同 説明	道路が抜けていない角地を準角地と言います 通常角地とは加算率が異なります なお、奥行距離は面積と間口から算出します	



正面路線価	300	千円
側方・裏面路線価	280	千円

上記の画地条件に該当しない場合、又は正確な評価額が算出済みの場合は、「パターン対象外」を選択し、下に評価額を直接入力してください

間口	20.0	m
通路間口		m
通路(部分)奥行		m
奥行(推定値)	11.0	m

評価額(全体)  千円

## 評価額の算出

	A. 通常の評価	B. 加算額
路線価(評価)/m <sup>2</sup>	300 千円	280 千円
奥行価格補正率	1.00	1.00
間口狭小補正率	1	
奥行長大補正率	1.00	
加算率		0.02
評価額/m <sup>2</sup>	300 千円	6 千円
評価額/m <sup>2</sup> × 面積	66,000 千円	1,232 千円

	想定整形地	陰地部分
面積		
(陰地割合)		
奥行価格補正率		
面積 × 単価 × 補正率		
差引		
評価額/m <sup>2</sup>		

但し、補正により減価されるのは最大で40%となります

土地評価額 (AとBの合計額)	67,232 千円
-----------------	-----------

※ 但し、これは土地全体の所有権(又は借地権)価格です。被相続人の持分、借家建付地の評価減等は勘案していません